

野々市市民活動センター

3.登録団体とは

市民活動センターの一部機能を利用するには、団体登録が必要です。登録を希望する団体は、「団体登録申請書」及び必要書類を市民協働課にご提出ください。

主な登録要件

- (1)社会貢献を目的とし、地域の課題解決のため自主的に公益的な活動を行っていること。
- (2)主な構成員が市民であるか、又は主な活動が市内で行われていること。
- (3)政治的、宗教的活動又は公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (4)市民活動を継続的に行っていること。
- (5)構成員が5人以上であること。
- (6)団体の定款又は規約、若しくは会則が定められていること。

4.市民活動ルームの予約

市民活動ルームは登録団体のみが予約可能です。

予約を希望する場合は、市民活動センターに申請に必要な事項を報告してください。予約は3か月前から前日17時まで、HPの予約フォーム・メールで受け付けます。

1 空き状況の確認（HP上で確認可能）



2 HPの予約フォームによる予約 または メール

3 予約の承認



4 市民活動ルームの利用

登録団体の詳細については市民協働課、施設予約については市民活動センターまでお問い合わせください。

5.基本情報

野々市市民活動センター

（にぎわいの里のいち カミーノ内）

住 所 〒921-8815

石川県野々市市本町二丁目1番20号

開館時間 午前9時から午後10時

休 館 日 月曜日・祝日・年末年始

アクセス



6.施設の予約先・問合せ先

■施設の予約先

野々市市民活動センター

電話番号 076-248-7301

FAX番号 076-248-7316

E-mail shiminkatsudou@city.nonoichi.lg.jp

■施設に関する問合せ先

野々市市地域政策部市民協働課

電話番号 076-227-6029

FAX番号 076-227-6205

E-mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp

<発行>令和8年2月1日



にぎわいの里
カミーノ



1.市民活動センターで出来ること

野々市市民活動センターは、市内で市民活動を行っている団体や個人が利用できる施設です。それぞれ利用可能な区分が異なり、(★)印のあるものは登録団体のみ利用できます

会議室の利用



- 市民活動ルームを利用できます(★)
- 市民活動ミーティングスペースと、市民活動交流サロンを利用できます

市民活動拠点



- ロッカーやレタートレーを無料で利用でき、書類の保管場所・団体間の連絡に使えます(★)

印刷室の利用



- 公民館関係団体と共有して、印刷室のコピー機・輪転機【有料】や、紙折り機・丁合機【無料】が利用できます

情報発信・収集



- 市民活動のチラシ・ポスターを、館内のスタンドボックスに配置しています
- 市のホームページ等で、団体の活動紹介やイベント情報が発信されます

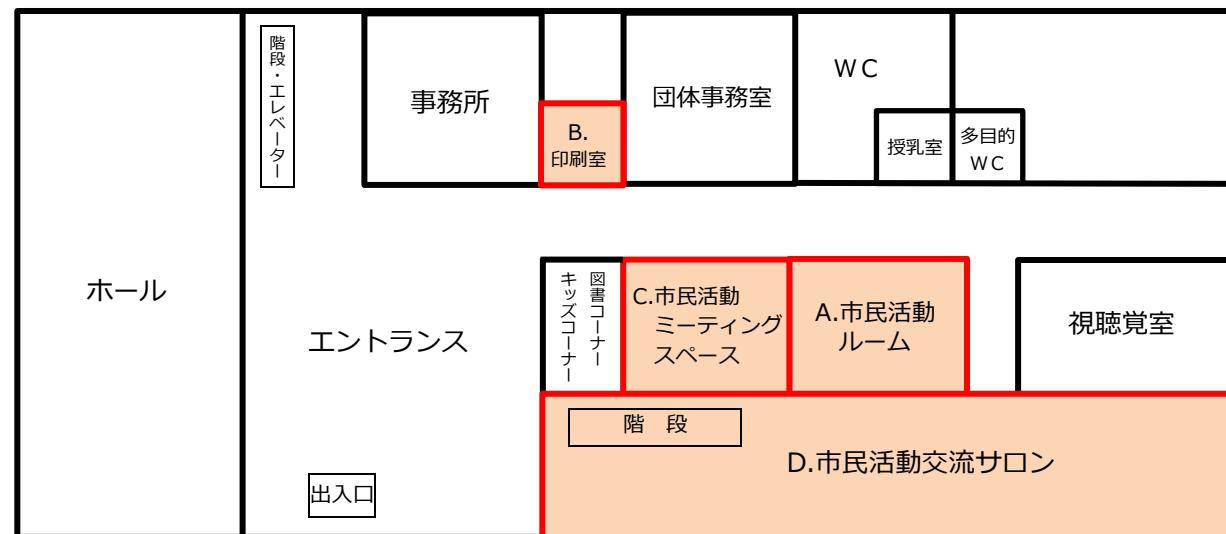
市民活動 コーディネート機能



- 市民活動に関する相談ができます
- 市民活動に関する情報の発信と収集を行います

2.市民活動センター施設概要

中央公民館・野々市公民館・市民活動センター 1階



登録団体が利用可能

A. 市民活動ルーム

【無料・飲食可】 最大利用人数 約 39 人

登録団体は事前に予約をすることができます。予約の詳細については、「4.市民活動ルームの予約」をご覧ください。

登録団体以外も利用可能

B. 印刷室

【一部有料・飲食不可】

コピー機・輪転機（有料）、紙折り機・丁合機（無料）を利用できます。

※利用の際は中央公民館事務所窓口にお問い合わせ下さい

C. 市民活動ミーティングスペース

【無料・飲食可】

打ち合わせや、作業に適したスペースです。

D. 市民活動交流サロン

【無料・飲食可】

少人数での打ち合わせに適したスペースです。